

「食品包装デザイン」虚偽事実告知による不競法違反等の損害賠償請求事件：東京
地裁平成 30(ワ)11967・平成 31 年 3 月 1 日（民 40 部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

原告の営業上の信用妨害の虚偽事実の告知（不競法 2 条 1 項 15 号）、原告の
損害額

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、55 万円及びこれに対する平成 30 年 3 月 20 日か
ら支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを 10 分し、その 9 を原告の負担とし、その余は被告の
負担とする。
- 4 この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 本件は、原告から食品の包装デザインを受託していた被告が、原告の営業
上の信用を害する虚偽の事実を原告の取引先に告知したとして、原告が、被告
に対し、主位的に不正競争防止法（以下「不競法」という。）4 条、予備的に
民法 709 条に基づき、損害賠償金 550 万円（慰謝料 500 万円及び弁護士
費用相当損害金 50 万円の合計）及びこれに対する不法行為の日である平成 3
0 年 3 月 18 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の
支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中掲記した証拠及び弁論の全
趣旨により認定することができる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する
場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

ア 原告（朋和産業株式会社）は、紙、セロファン、ポリエチレン及びビニー
ルの印刷等を業とし、食品メーカーからデザインを含めた包装フィルムの製造
を受託している。

イ 被告 A は、デザイン作成を請け負う個人事業主である。

(2) 原告の被告への業務委託

原告は、被告に対し、平成 24 年 7 月頃から平成 28 年までの間、食品のパ
ッケージデザインの作成業務を委託していたが、同年 8 月頃に取引が終了した。

(3) 別件の訴訟等

ア 被告は、平成 28 年 7 月 15 日、原告に対し、原告から委託を受けて被告
が作成した食品のパッケージデザイン（以下「被告デザイン」という。）を原
告が無断で修正し、被告の著作権（複製権、翻案権及び譲渡権）及び著作者人

格権（同一性保持権）を侵害したなどと主張し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した（同裁判所平成28年（ワ）第23604号損害賠償請求事件。以下「前訴」という。）。

同裁判所は、平成29年11月30日、原告が被告デザインを使用・修正することを被告は当初から包括的に承諾していたことなどを理由に、被告の請求をいずれも棄却する旨の判決（以下「前訴判決」という。）をし、同判決は確定した。（甲2）

イ 被告は、平成29年11月7日、原告に対し、被告デザイン（上記アとは異なるもの）を原告が修正等して利用する行為は著作権（複製権、翻案権及び譲渡権）や著作者人格権（同一性保持権）を侵害するなどと主張し、千葉地方裁判所に対し損害賠償等を求める訴えを提起した（同裁判所平成29年（ワ）第2327号損害賠償請求事件。以下「別訴」という。）。（甲3）

(4) 被告の行為

被告は、平成30年3月、原告の顧客である米屋株式会社（以下「本件顧客」という。）に対し、通知書等の書面（以下「本件書面」という。甲4）をファックス送信した。本件書面（全8頁）の構成及び記載内容は、以下のとおりである。

ア 本件書面（1～2頁目）には、以下の記載がある（明白な誤記等は訂正した。）。

(ア) 「貴社は朋和産業株式会社…を通し、平成25年頃Style ONE「どら焼」, 「栗どら焼」を印刷されましたが、Style ONE「どら焼」, 「栗どら焼」の原画はAの著作物（絵画）であり、朋和産業株式会社マーケティング部が無断でAの著作物を、改変や改ざんや複製や印刷等を行い、貴社に印刷物を売り渡しました。」, 「印刷会社である朋和産業株式会社マーケティング部が著作者になりすまし、無断で改変や改ざんや版下や印刷等を行い顧客に売り渡す等した後で、取引を無断で終了させ、現在訴訟中です。」（下線部を「本件記載1」という。）

(イ) 「貴社におかれましては、知らずに朋和産業株式会社へ高額の印刷代金や修正代金等を支払われてしまい被害を受けてしまった可能性も高いと思われます。…朋和産業株式会社は貴社へ売り渡した印刷物のことなど一切考えず、貴社の被害も貴社に知らせずに、貴社の被害など一切無視しております。…朋和産業株式会社は貴社の受けた被害を隠しており」（下線部を「本件記載2」という。）

(ウ) 「朋和産業株式会社マーケティング部は、全ての採用報告を怠り、A自身が無断で印刷された印刷物を探し出さねばならず、貴社の損害（印刷物や修正費等で支払った代金）は一部しか発見できておりません。」（下線部を「本件記載3」という。）

イ 本件書面には、Style ONE「どら焼」, 「栗どら焼」のパッケージデザインのコピー（3頁目）, 「<謝罪広告を求めている>判明している対象商

品」と題する書面（４～５頁目），平成２９年１１月８日付け千葉日報と同月９日及び同月２１日付け東京新聞の新聞記事の写し（６～８頁目）が添付されている。

このうち，「＜謝罪広告を求めている＞判明している対象商品」（他，未判明 約１１００点」と題する書面には，訴状別紙２に記載された取引先及びその商品が列挙され，同書面の末尾には「各メーカー様におかれましては，採用され印刷されてしまったかのご確認を行うために，未判明分のご確認をお願いする予定もございます。」との記載がある。（下線部を「本件記載４」という。以下，本件記載１～４を総称して「本件各記載」という。）

３ 争点

- (1) 不競法４条に基づく損害賠償請求権の有無（争点１）
- (2) 民法７０９条に基づく損害賠償請求権の有無（争点２）
- (3) 原告の損害額（争点３）

【判 断】

１ 争点１（不競法４条に基づく損害賠償請求権の有無）について

(1) 原告と被告の競争関係の有無について

前記前提事実及び証拠（甲９）によれば，原告は，食品メーカーからデザインを含めた包装フィルムの製造委託を受け，そのデザイン作成業務を社内のデザイナーにより，又は，社外のデザイナーに委託することにより行っていることが認められる。他方，被告はデザイン業務全般等を請け負う個人事業主であるから，原告と被告は，デザイン業務について，その需要者又は取引者を共通にする可能性があるので，競争関係にあるものと認められる。

(2) 原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知の有無について

ア 本件各記載が摘示する事実

本件書面の各記載の内容によれば，①本件記載１は，原告が本件顧客に納入した被告の著作物である被告デザインを無断で改変等した事実，②本件記載２は，原告の取引先である本件顧客が上記①の事実を知らないまま高額の印刷代金等を支払うなどの被害が生じている可能性が高いが，原告はそのことを本件顧客に知らせていない事実，③本件記載３は，原告が，被告に対し，被告デザインの採用又は不採用の報告を全くしなかった事実，④本件記載４は，本件顧客以外の顧客についても原告が被告デザインを無断で改変等している事実を摘示するものといえることができる。

これに対し，被告は，本件記載１及び４について，原告が下請法違反等の行為を行い，原告との取引を無断で終了させたこと，及び，原告が被告デザインの著作者になりすまし，顧客を欺罔するなどして部分的に異なる不法印刷物を売り渡したことを伝えたものであると主張する。

しかし，本件記載１は「朋和産業株式会社マーケティング部が無断でAの著作物を，改変や改ざんや複製…を行い」というものであり，同記載が上記①の

事実を摘示していることは明らかである。

また、本件記載4が記載されている別添書面（本件書面の4頁目、5頁目）は、本件書面に添付されているものであり、同別添書面の趣旨は、そこに連挙されている商品に関する被告デザインが本件顧客の商品である「栗どら焼」等に関する被告デザインと同様、原告により無断で改変されたことから、原告に対して「謝罪広告を求めている」ものと考えられる。そうすると、本件記載4は上記④の事実を摘示するものといえることができる。

イ 認定事実

前提事実に加え、証拠（後記文中及び末尾掲記の各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被告は、平成3年頃から、原告とも取引のある有限会社スタジオパレットの専属デザイナーとしての経験を有していたところ、平成24年頃、原告に外部デザイナーとしての採用を依頼し、原告の担当者から面接を受けた。同担当者は、その際、被告に対し、①社外デザイナーは社内デザイナーと作業を分担するなどして協働してデザインを作成していること、②作業の割振りは、原告のデザイン受付窓口が行うこと、③外部デザイナーは、顧客の意向を踏まえた修正・調整を行う必要があるため、PDFファイル（メールによる提出）とAIファイル（ソフトウェア「イラストレータ」で使用する形式のファイル。外部サーバーにアップロード）等を提出する必要があること、④デザインの管理のための管理番号の仕組み及びルール等を説明した。被告は、原告の担当者の説明に対し、特に異議を述べることなく承諾した。

(甲10, 11)

(イ) 原告においては、顧客から受注したパッケージデザインについて、その原案の作成から完成までの間、顧客の要望を踏まえ、平均して4～5回の修正がされていた。外部デザイナーが担当したパッケージデザインの修正作業は、当該デザイナーに依頼をすることもあるが、内部デザイナーが外部デザイナーの個別の同意を得ることなくアップロードされたAIデータに基づき行うこともあり、また、双方が行うこともある。被告は、その担当したパッケージデザインについて、原告から修正の依頼を受けると、特に異議を述べることなく、これに応じていた。（甲10, 11, 18～22, 24～26, 41～45, 57）

(ウ) 原告においては、パッケージデザインの作成作業を効率的に行うため、管理番号を用いている。管理番号は、デザインごとに付される番号、作成・修正番号、作業コード（被告の場合は当初「DS」であり、その後「FB」に変更されている。）から成り、外部デザイナーが依頼されたデザインを提出する際は、管理番号のルールに従い、提出データにファイル名を付して提出していた。被告は、外部サーバーにデータをアップロードする際などに社内デザイナーなどが同データを修正した履歴を確認することができたが、平成28年7月に前訴を提起するまでの間、被告のデザインを社内デザ

イナーが修正することについて異議を述べたことはない。(甲11, 14, 27~29, 48~53)

(エ) 原告は、平成26年7月2日、被告に対し、被告がパッケージデザインを作成した「桜島小みかんロール製品」が販売されている旨の報告をするるとともに、平成27年1月5日、被告デザイン8点について、顧客に採用された旨の報告をした。(甲6の1・2)

ウ(ア) 上記イの事実からすれば、被告は、原告からの依頼に基づいて作成された被告デザインにつき、原告が使用し、修正を加えることを、その取引の当初から包括的に承諾し、原告との取引が継続している間においても特に異議は述べていないといえることができる。

そうすると、原告が、本件顧客や他の原告の顧客に納入した被告デザインを無断で改変しているとの本件記載1及び4の摘示する事実は虚偽であるといえるべきである。

(イ) 原告が被告デザインを使用、修正することについて被告が包括的に承諾していたのは上記(ア)のとおりであり、原告の顧客が原告から修正済みのパッケージデザインの納入を受け、その代金を支払うことにより何らかの被害を受けたということはできないので、本件記載2が摘示する事実は虚偽であるといえることができる。

(ウ) 原告が、被告に対し、被告デザインの採用報告を全くしなかった事実を摘示するものであるが、前記のとおり、原告は被告に対して被告デザインを採用した旨の報告をしていたことを認めることができるので、本件記載3が摘示する事実は虚偽であるといえることができる。

エ 原告の営業上の信用を害すること

本件記載1~4は、これに接する者に対して、原告が本件顧客や他の顧客に納入した被告の著作物である被告デザインを無断で改変するなどの違法行為を行い、顧客に生じた被害についても伝えないなど無責任な対応をする会社であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的信頼等の外部的信用、すなわち原告の営業上の信用を害するものであるといえることができる。

オ 不正競争行為の成立

以上によれば、被告は、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したといえることができ、被告のかかる行為は、不競法2条1項15号の不正競争行為に該当する。

これに対し、被告は、被告が本件書面を本件顧客に送付したのは、別訴の証拠収集のための正当な訴訟活動としてしたものであるから、同行為の違法性は阻却されるなどと主張する。しかし、証拠収集の目的であっても、原告の顧客に対して虚偽の事実を告知することは、社会的相当性の範囲を逸脱するものであり、被告の行為の違法性が阻却されるということはいえない。

カ 被告の故意・過失

被告が前訴判決を受けていたことや、原告が被告に対して被告デザインを採

用した旨の報告をしていたことからすれば、被告は、前記の不正競争行為を行ったことにつき、少なくとも過失がある。

2 争点3（原告の損害額）について

本件書面は、前記のとおり、原告の取引先である本件顧客に対し、原告が被告に無断で同社に納入した被告デザインを改変等し、それにより本件顧客も被害を受けた可能性が高いことなどを告知するものであり、その内容は原告とその取引先の信頼関係に悪影響を及ぼし、原告の営業上の信用を毀損するものであって、原告の営業部の幹部社員は、その信用回復のため、本件顧客を往訪し、謝罪と説明を行ったとの事実が認められる（甲78）。

また、被告は、原告の行為が違法行為に当たらないとの前訴判決を受けていたにもかかわらず、原告の営業上の信用を毀損する行為に及んでいる上、本件顧客以外の原告の複数の取引先に対して同様の内容の通知等をし、原告はこれらの取引先に対しても謝罪と説明を行っているなどの事情もうかがわれる（甲5, 8, 78）。

他方、原告が本訴において被告の不正競争行為として問題とするのは、本件顧客に対する本件書面の送付による虚偽の事実の告知という1件の行為のみであり、既に前訴判決が確定していたことからすると、同社に生じ得る誤解の解消は比較的容易であったとも考えられる。

以上の点も含め、本件に現れた全ての事情を総合考慮すると、原告の無形的損害に係る損害額としては、50万円を認めるのが相当である。

また、本件事案の性質、認容額、難易の程度等の諸般の事情を考慮すると、被告の侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用は5万円であると認めるのが相当である。

なお、被告が本件の不正競争行為を行った日は平成30年3月20日であると認められるから（甲78）、遅延損害金の起算日は同日となる。

3 よって、原告の請求は、不競法4条に基づく損害賠償金55万円及びこれに対する不正競争行為の日である平成30年3月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないから、原告の請求を上記の限度で認容し、その余は棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. この事案は、食品メーカーからデザインを含む包装フィルムの製造を受託している印刷業者の原告が、デザインの作成を依頼した被告が、原告の営業上の信用を毀損する虚偽の情報を原告の取引先に告知したとして、原告が被告に対して、主位的に不競法4条に、予備的に民法709条に基づいて、損害賠償金等の請求をした事件である。

争点は2つあったが、裁判所は主位的請求に対してのみ判断したのである。

2. まず原告と被告との競争関係の有無について、裁判所は次のように事実認定した。

(1) 原告は、デザイン作成業務を、社内のデザイナーによって、又は社外のデザイナーに委託することによって行っているところ、被告はデザインの業務全般を専ら請け負う個人事業主であるから、両者はデザイン業務について、その需要者又は取引者を共通にする競争関係にあるとまず認定したのである。

(2) 次に、「本件書面」の各記載1, 2, 3, 4について、被告は、原告が下請法違反等の行為をして原告との取引を無断で終了させ、原告が被告デザインの著作者になりすまし、顧客を欺罔するなどして、部分的に異なる不法印刷物を売り渡したことを伝えたものである、と主張したという。

これについて裁判所は、前提事実に加えて証拠及び弁論の全趣旨から、①被告は、担当したパッケージデザインについて、原告から修正の依頼を受けると、異議を述べることなく応じていたし、②被告は、外部サーバーにデータをアップロードする際に社内デザイナーが同データを修正した履歴を確認することができたが、平成28年7月に前訴を提起するまでの間、被告のデザインを社内デザイナーが修正することについて異議を述べたことはないし、③原告は平成26年7月2日、被告に対し、被告がパッケージデザインを作成した「製品」が販売されている旨の報告をするとともに、平成27年1月5日、被告デザイン8点について顧客に採用された旨を報告したという。

そうすると、原告が、本件顧客や他の原告の顧客に納入した被告デザインを無断で改変しているとの本件記載1と4の摘示事実は虚偽である、と認定したのである。

また、原告が被告デザインを使用、修正することについて、被告が包括的に承諾していたのだから、原告の顧客が原告から修正済みのパッケージデザインの納入を受け、その代金を支払うことにより何らかの被害を受けたということはないので、本件記載2の摘示事実は虚偽である、と認定したのである。

さらに、原告は被告に対して、被告デザインを採用した旨の報告をした事実は認められるから、本件記載3の摘示事実は虚偽である、と認定したのである。

(3) 以上の事実認定の結果、裁判所は、本件記載1～4は、これに接する者に対して、原告が違法行為を行い、顧客に生じた被害についても伝えない無責任な対応をする会社であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的信頼等の外部的信用、即ち原告の営業上の信用を害するものである、と認定したのである。

(4) また、裁判所は、以上の事実から、被告は競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したのだから、被告の行為は不競法2条1項15号の不正競争行為に該当する、と認定したのである。この点について被告は争ったが、原告の顧客に対し虚偽の事実を告知することは、社会的相当性の範囲を逸脱しているから、被告の行為の違法性が阻却されるということとはできないと判断したのである。

(5) また、被告は前訴判決を受けた事実や原告が被告に対し、被告デザインを採用した旨の報告をした事実からすれば、被告は原告に対して前記不正競争行為を行ったことについて、少なくとも過失があると認定したのである。

3. 次に、原告の損害額について、裁判所は次のように認定判示したのである。

本件書面の内容は、原告の取引先である本件顧客に対し、被告が虚偽事実を告知したことによって、原告の取引先の信頼関係に悪影響を及ぼし、原告の営業上の信用を毀損するもので、原告の営業部の幹部社員は信用回復のために本件顧客を往訪し、謝罪と説明を行った事実をまず認定した。

他方、原告が本訴において被告の不正競争行為として問題とするのは、本件顧客に対する本件書面の送付による虚偽事実の告知という1件の行為のみであり、前訴判決は確定していたことからすると、同社に生じ得る誤解の解消は比較的容易であったと考えるとして、「本件に現れたすべての事情を総合考慮すると」無形的損害に係る損害としては50万円が相当であると、判示したのである。

また、「本件事案の性質，認容額，難易の結果等の諸般の事情を考慮すると」被告の侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用は「5万円」と認めるのが相当である、と判示した。

これによって、原告の請求は、不競法4条に基づく損害賠償金55万円の支払いを求める限度で理由があると認容し、その余りは棄却することとしたのである。

裁判所の損害賠償額の算定法については、いつも思うのだが、十分計算された根拠のない、極めて曖昧で安価な金額となっているのである。これでよいのだろうか。

〔牛木 理一〕